

香取広域市町村圏事務組合消防職員の立入検査の 証票を定める規程

平成18年3月27日

訓令第12号

改正 令和4年3月30日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第16条の5及び第34条により、消防職員が立入検査をする場合に示す証票（以下「立入検査証」という。）に関し定めるものとする。

(様式)

第2条 立入検査証は、様式第1号のとおりとする。

(交付)

第3条 立入検査証は、次の者に交付する。

- (1) 消防吏員
- (2) 管理者が必要と認めるその他の職員

(譲渡等の禁止)

第4条 立入検査証は、これを他人に譲渡又は貸与若しくは使用させてはならない。

(取扱い)

第5条 立入検査証は、職務執行中常に携帯するものとする。

(交付台帳)

第6条 総務課長は、立入検査証を交付又は返納があった場合、立入検査証交付台帳（様式第2号）に登録し、常にこれを整理しなければならない。

(証票の更新)

第7条 消防職員は、立入検査証の記載事項に変更が生じたときは、書換申請書（様式第3号）を管理者に提出し、書換えを申請しなければならない。

(紛失等の届出)

第8条 立入検査証を亡失し、又は破損若しくはき損等により使用に耐えなくなったときは、本部にあっては各課長、消防署にあっては署長（以下「所属長」という。）を経て立入検査証紛失（破損）届（様式第4号）及び再交付願（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

(返納)

第9条 消防職員は、転退職したときは、所属長を経て速やかに立入検査証を管理者に返納しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条）

表

第	号	年	月	日	交付
	氏	階	級	名	
	生	年月日	年	月	日
立	入	検	査	証	
香取広域市町村圏事務組合管理者					印

裏

- 1 この証票は、消防法第4条、第16条の5及び第34条により立入検査を行う消防職員が携帯する。
- 2 消防職員は、関係のある場所に立ち入る場合においては、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。
- 3 消防職員は、関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。
- 4 消防職員は、関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他にもらしてはならない。

備考

縦55ミリメートル、横90ミリメートルの灰色厚紙
消防章は中央に45ミリメートルの黄色
文字は黒色とする。

様式第3号（第7条）

立入検査証票書換申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 様

所 属
階級・氏名

次のとおり書換えを申請します。

交 付 年 月 日	年 月 日		
書 換 理 由			
書 換 内 容	ふ り が な 氏 名	新	旧
	そ の 他		
※ 処 理 欄			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 書換えをする立入検査証を添付すること。

様式第4号（第8条）

立入検査証紛失（破損）届

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 様

所 属
階級・氏名

次の理由により香取広域市町村圏事務組合立入検査証紛失（破損）いたしましたので、香取広域市町村圏事務組合消防職員の立入検査証票を定める規程第8条によりお届けいたします。

紛失（破損）理由

様式第5号（第8条）

立 入 検 査 証 再 交 付 願

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 様

所 属
階級・氏名

香取広域市町村圏事務組合消防職員の立入検査証票を定める規程第8条により立入検査証の再交付をお願いします。

再交付を受ける理由